

10 基準認証・法務・資格

(1) 法務

民法及び商法における法定利率制度の見直し【平成19年度検討開始】

我が国における法定利率は、民法（明治29年法律第89号）第404条において年五分、商法（明治32年法律第48号）第514条において年六分と規定され、そのいずれもが、施行後100年余りの間、一度も実質的に改正されることなく現在に至っている。

民法第404条において民事法定利率が年五分とされたのは、制定に当たって参考とされたヨーロッパ諸国の一般的な貸付金利や法定利率、我が国の一般的な貸付金利を踏まえ、金銭は、通常の利用方法によれば年5%の利息を生ずべきものと考えられたからとされるが、ここ10年程の間、過去に類例を見ないほど低水準にある我が国の金利の現状を勘案すれば、民法及び商法における法定利率制度の在り方の見直しに向けた検討を開始すべきと考えられる。

諸外国では、フランスにおいては、1975年に法定利率に変動金利が導入されたほか、ドイツにおいても、2002年に、民法典第247条が規定する基礎利率を3.62%とした上で、欧州中央銀行主要再割引操作利率を関連利率とし、毎年2回、1月と7月に変動させて官報に公示するとの改正が行われた。また、我が国においては、内閣総理大臣の諮問機関である税制調査会による「平成11年度の税制改正に関する答申」（平成10年12月16日）を踏まえ、法人税・所得税・相続税に係る利子税の算出に当たって、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号により規定される商業手形の基準割引率（いわゆる公定歩合）を基礎として、各年の利子税の割合を変動させるとの内容で租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条が設けられた。

したがって、こうした状況も参考にしつつ、我が国の法定利率を現在の固定金利から変動金利へと変更することをも視野に入れて法定利率制度の在り方の見直しに向けた検討を開始する。

なお、法定利率制度の見直しに当たっては、金利の現状のほか、制度の安定性や明確性、及び関係者の事務負担についても十分な配慮が必要であり、長期的かつ幅広い観点から検討する。（法務イ）

非公開会社（株式譲渡制限会社）が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が自己を売主に追加することを請求することができる期間の見直しの要否【平成19年度検討、平成20年度結論】

特定の株主から自己株式を取得する場合、他の株主は自らを売主に含めることを

株主総会開催日の原則 5 日前までに請求しなければならないところ、株式譲渡制限会社においては当該請求をすることができる旨の通知が株主総会開催日の 1 週間前にされれば足りることから、その株主にとっては、公開会社の場合と比較し、当該判断を短い期間内に行わなければならない状況となる場合がある。

会社法に基づく会社法施行規則 29 条においては、株式譲渡制限会社であっても、株主が上記判断をするための期間として実質的に最低 2 日を確保することができるための改正をするとともに、それぞれの株式譲渡制限会社の個別事情に応じて定款によってその期間を伸長することができる旨規定し、株式譲渡制限会社の株主において上記判断期間が自らにとって十分でないと考えられる場合には、当該期間を伸長する内容となる定款の定めを設けることができることとして定款自治による対応を原則としている。

他方で、具体的事情によってはかかる定款変更の要求が常に受け入れられるとは限らず、その場合、特に内部的意思決定に時間を要する一部の機関投資家にとっては判断期間が十分に確保されないことがあるとの指摘もある。

したがって、上記のような指摘があることをも踏まえ、会社法施行規則 29 条が規定する 5 日間という原則的な期間を短縮することにより定款自治の範囲をより狭めることとすることが株式譲渡制限会社の実情に照らして相当であるか否かについて検討し、結論を得る。(法務イ)

(2) 資格制度

資格制度全般

ア 懲戒処分等の適正な実施【平成 19 年度措置】

業務独占資格について、主管省庁は、懲戒処分及び公表に当たっての基準をガイドラインや事例集等（根拠法令、通知を含む）で明確にし、それらをインターネット等一般国民にも入手しやすい方法で公開・提供する。(資格 a)

また、懲戒理由に該当する場合には基準に照らして、懲戒等の処分を厳格に行い、懲戒等の処分の対象となった者の氏名並びに行為及び処分の内容等の情報を必要とする者が知ることができるように、インターネットを利用する等、官報以外の手段でも公表する。(資格 b)

イ 資格者法人の設立要件緩和【平成 19 年度以降検討】

資格者法人の設立制度については、資格者による継続的かつ安定的な業務提供や賠償責任能力の強化の観点から、平成 11 年 3 月の規制緩和推進 3 か年計画にお

いて、その創設を提言し、実現を図ってきたところである。

現在、この資格者法人の設立に際して、弁護士は、既に「一人法人」の設立が弁護士法では可能とされている。しかし、隣接法律専門職種は、各「士」法において、法人設立の要件は、「二人以上」の資格者が必要とされているが、法人を構成する資格者相互に無限責任が課せられる点、また地方において、資格者の絶対数が少ないという点等から、実際に資格者法人を設立することが困難である場合も多い。特に社会保険労務士や土地家屋調査士については、資格者社員が一人の場合においても法人が設立できるよう、設立要件を緩和して欲しいとの規制改革要望も寄せられているところである。

したがって、資格者による全国的な幅広い業務サービスを推進する観点から、一人法人について、国民のニーズ、資格者団体の要望、資格者の業務の実態を踏まえた上、検討を進める。(資格)

ウ 資格者に関する実務実績等の情報開示の推進【平成 19 年度検討、結論】

業務独占資格については、業務を行うことができる者が限定されており、競争原理が働きにくい環境にある。また、サービスの享受者である国民は、現在のところ業務を依頼する際に、資格者に関する得意分野やこれまでの業績などの情報を入手することが難しく、どの資格者に依頼するのが良いか選択するための判断材料が不十分な状況にある。今回調査を行った業務独占資格のうち事務系の資格（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、弁理士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、不動産鑑定士）については、国民への影響度を考慮すれば、その情報公開への社会的要請は特に強いものとする。

そのため、主管省庁は、業務独占資格の上記事務系資格に関して、資格者団体と協力して、資格者の氏名や事務所の所在地、連絡先、専門分野、懲罰など、国民に有用な情報の開示について、個人情報保護の観点や各資格における業務の特性を考慮しつつ検討を行い、国民が資格者を主体的に選択できるような環境を整備する。(資格)

個別資格に関する事項

ア 公認会計士

公認会計士による監査制度は、複雑化・多様化・国際化している経済環境のもと、企業の財務情報の適切さを保証することにより投資家・債権者などの保護、資本市場に対する信任の確保を図るものとして、位置づけられてきたところである。しかしながら、昨今、企業の不正行為と不適切な監査に起因する不正会計事

件が起こるなど、公認会計士や監査法人による監査に対する信頼を揺るがしかねない事態が生じている。かかる状況において、公認会計士および監査法人については、その質を向上するための施策が求められており、監査制度についても監査の質の確保と実効性の向上を図るための施策が求められている。

(ア) 公認会計士の資質の維持・向上【平成 18 年度検討・結論、平成 19 年度措置】

公認会計士が監査証明業務を的確に行うためには、その専門的能力と幅広い識見を維持・向上していくことが必要である。したがって、研鑽の機会としての継続的専門研修のあり方や、その能力を確認するための方策等について検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。(資格 a)

(イ) 監査法人制度の見直し【平成 18 年度検討・結論、平成 19 年度措置】

監査法人制度においては、行政処分として業務運営に対する指示、戒告、業務停止命令、解散命令が行えることとされている。問題事例には厳正に対応していくとともに、監査法人の問題点について早期に把握し、機動的に必要な指示等を行うことにより、重い処分に至る前に監査法人に対し適切な運営を行わせるようにする。(資格 b)

また、監査法人に対するペナルティーの適用については、法制的な整合性等にも留意しつつ、不正の抑止の徹底の観点から、監査法人に対する課徴金の適用等についても検討し、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。(資格 c)

また、同一監査の継続の禁止について、現在大手監査法人の主任会計士については公認会計士協会の自主規制により、一般の公認会計士(7年まで、インターバル2年)に比べ厳しいルール(5年まで、インターバル5年)が適用されているが、監査法人、公認会計士等の独立性を高める観点から、諸外国の実情等も勘案しつつ、適切なルールについて検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。(資格 d)

さらに、現在の監査制度は、監査法人における社員である公認会計士の相互監視と相互牽制を前提としているが、不正会計事件などによる損害賠償責任について監査法人の社員全員に無限連帯責任を負わせていることについては、監査法人の大規模化が進んでいる中、現実にはそぐわない面もあると考えられる。このため、不正に関与した社員の責任を明確にし、非関与社員が過度に責任を負うことを回避する観点から、非関与社員の有限責任制の導入について検討する。(資格 e)

(ウ) 監査における情報開示【平成 18 年度検討・結論、平成 19 年度措置】

公認会計士による監査制度に対する信頼の維持・向上のためには、公認会計士や監査法人による監査の透明性の確保が必要である。また、依頼者による監査法人や資格者の資質の適切な判断を可能とするとともに、投資家等の保護を図る観点から、公認会計士や監査法人に関する情報の開示が求められるところである。

現在でも、公認会計士や監査法人の監査報酬等については、会社法上の事業報告や証券取引法上の有価証券報告書の記載事項とされているなど、情報開示が行われているものもあるが、これらについて、その一層の充実を図るための方策について検討する。(資格 f)

また、国民に対し意味のある情報提供を行うためには、各公認会計士や監査法人の情報として集約し開示する必要がある。このため、監査実績、法人のガバナンス、審査体制、財務状況など資格者や監査法人の資質を確認するために必要な情報について検討するとともに、それらを開示する仕組みを構築する。(資格 g)

イ 建築士

建物の設計においては、各々の等級の建築士資格によって、設計できる建物や規模が決まっているが、その中で全ての設計が可能となっている。しかし、各々の建築士の業務は、設計する建物の規模に応じて、デザイン、構造や設備などの分野に細分化、専門化されている。したがって、建物のように倒壊等により周囲への影響が出るという意味で公共性を伴うものを扱う場合には、資格者の質の確保のため、建築士の専門性等が分かる仕組みやそこに従事する建築士に関する情報が開示されていることが必要である。このような情報開示を通じ住宅購入後の瑕疵に対する被害者救済の仕組みの整備にも資すると考えられる。なお、その際に、資格を細分化するなど公的な資格の業務範囲を限定することは避けるべきである。

(ア) 質の維持向上に向けての情報開示【平成 18 年度検討・結論、平成 20 年度までに措置】

建築技術の向上や新しい建築素材の開発等が進んでいるなかで、そうした知識や必要な能力を身につけていくことが社会的に求められている。したがって、その様な建築士自身の自己研鑽の履歴や設計業務の実績の履歴を関係者に分かるよう情報を開示する仕組みを検討する。(資格 a)

また、資格者の違反行為等を未然に防ぐため、違反履歴等の情報の開示につ

いても検討する。(資格 b)

(イ) 専門性等の明示【平成 18 年度検討・結論、平成 20 年度までに措置】

各々の建築士のなかで、特定の分野について高い専門性を習熟している場合には、各分野の能力が社会的に認知され、依頼者が規模や用途に合わせ建築士を選別できるような民間における認証の仕組みなど専門性を明示できるようにすることを検討する。(資格 c)

ウ 社会保険労務士

(ア) 社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権付与について【平成 19 年度以降検討】

近年、雇用・労働をめぐる環境の変化により、個別労働争議が増加傾向を示している。そのような社会背景もあり、社会保険労務士は平成 17 年の社会保険労務士法（昭和 43 年 6 月 3 日法律第 89 号）の改正により、一定の裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution、ADR）の代理業務が平成 19 年度から可能となった。

この裁判外紛争解決手続における調整が不調となった場合は、依頼者の判断で、訴訟に移行することが予想されるが、依頼者が簡易裁判所に訴訟の手続をとる場合、社会保険労務士には訴訟代理権が認められていないため、弁護士が認定司法書士に改めて依頼するか、本人訴訟とせざるを得ず、社会保険労務士は当該案件に、代理人として、それ以上の関与をすることができないため、依頼者の利便性がはかられないことになるのではないかとの指摘もある。

したがって、社会保険労務士に認められている裁判外紛争における代理業務の実績等を注視し、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性や依頼者の利便性の向上への寄与の度合いを見極めつつ、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について検討する。(資格)

法曹人口の拡大等

ア 司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標（平成 22 年ころまでに 3,000 人程度）を前倒ししてこれを達成することを検討するとともに、その達成後のあるべき法曹人口について、法曹としての質の確保にも配慮しつつ、社会的要請等を十分に勘案して、更なる増大について検討を行う。

その際、国民に対する適切な法曹サービスを確保する観点から、司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把握に努める。**【平成 19 年度以降逐次実施】**(法務ア b)

イ 法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7 ～ 8 割）の者が新司法試験に合格できるよう努める。その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として、実施し、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行ったうえでその結果を速やかに公表する。**【平成 19 年度一部措置、以降継続的に実施】**(法務ア b)

ウ 法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における教育が、法曹として必要な資質を備え、法曹に対する社会のニーズに応えられる能力を有する法曹の養成にとってふさわしい在り方となっているかどうかを検証するため、司法試験の結果についての詳細な分析を行うとともに、関係機関の協力を得て、これと法科大学院や司法研修所での履修状況を比較するなどの分析・検証を行い、その成果を公表する。また、今後の選択科目の見直しの際には、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者の供給者の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について柔軟に検討する。**【平成 19 年度以降逐次実施】**(法務ア d)

エ 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。以上に

より、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにする。**【平成 19 年度以降逐次検討・実施】**(法務ア c)